

指定介護保険サービス事業者の行政処分について

姫路市は、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」といいます。）第77条第1項及び同法第115条の45の9の規定に基づき、以下とおり指定介護保険サービス事業者の指定の一部の効力の停止を行いました。

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称	株式会社悠遊社
所 在 地	愛媛県松山市余戸南二丁目24番38号
代 表 者	代表取締役 寺河 駿

(2) 事業所の概要

名 称	ヘルパーステーションゆうゆう花田
所 在 地	姫路市花田町小川747番地1
サービス種類	訪問介護・第一号訪問事業
指 定 日	令和4年7月1日

2 処分の内容

処分年月日	令和5年2月20日
処分内容	指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止6月間）
効力停止期間	令和5年3月1日から令和5年8月31日までの6か月間

3 処分理由

(1) 訪問介護（要介護1～5の利用者が受けるサービス）

ア 不正の手段による指定（法第77条第1項第9号）

対象事業所は、指定訪問介護事業者としての指定を受けるにあたり、指定申請書に記載のあった従業者を対象事業所のサービス提供責任者として配置する旨の書類を作成し、これを姫路市に提出したにもかかわらず、指定日以降、当該従業者を対象事業所において勤務させていなかった。

イ 不正又は著しく不当な行為（法第77条第1項第11号）

対象事業所は、実際には勤務していないサービス提供責任者の名前を用いて、訪問介護計画書を作成し、かかる不正に作成された訪問介護計画書に則り訪問介護サービスを提供するなど、不適切な介護サービスの提供を行っていた。

(2) 第一号訪問事業（要支援1・2等の利用者が受けるサービス）

ア 不正の手段による指定（法第115条の45の9第5号）

対象事業所は、指定第一号訪問事業を行う事業者としての指定を受けるにあたり、指定申請書に記載のあった従業者を対象事業所のサービス提供責任者として配置する旨の書類を作成し、これを姫路市に提出したにもかかわらず、指定日以降、当該従業者を対象事業所において勤務させていなかった。